

共済組合では、組合員や被扶養者の皆さんに、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、1年に2回、「医療費通知書」を発行しています。

【発送月】

発送月	掲載する診療年月
7月	前年11月～同年4月
1月	前年5月～前年10月

お勤めの所属所を通じて該当する組合員の皆さんへ配付します。
 なお、医療費通知書は家族分をまとめて通知しています。
 また、任意継続組合員の皆さんへは発行していません。

医療費通知書は、再発行できませんので、大切に保管ください。

皆さんが病気やけがの治療のため、組合員証（健康保険証）を提示し病院などで受診された場合、医療費の一部を窓口で支払い、残りの額は共済組合が病院などに支払っています。

この共済組合負担部分は、皆さんの掛金や所属所の負担金によってまかなわれていますので、引き続き医療費削減に向けご協力をお願いします。

【「医療費通知書」の見かた】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
受診者氏名 医療機関名	診療 年月	日 数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	窓口負担額	家族療養費 賦課金等	高額療養費	支給額	確定申告用 自己負担額
共済 太郎	2 1	2	医科入院外	11,150	7,805		3,345				3,345
〇〇〇〇クリニック											
共済 太郎	2 4	30	医科入院	985,640	689,948		295,692	62,200	208,406	270,606	25,086
〇〇〇〇病院											

- ① 診療を受けた年月
- ② 1か月に受診した日数
- ③ 医科、歯科、調剤、入院、入院外の区分
- ④ 診療区分ごとの医療費総額（10割）
- ⑤ 共済組合の負担額（＝7割負担部分）
- ⑥ 国、県または市町村等の負担額
- ⑦ 医療機関の窓口で負担した額（＝3割負担部分）
- ⑧ 共済組合から給付金が支払われた額
（一部負担金払戻金、家族療養費附加金）
- ⑨ 共済組合から高額療養費が支払われた額
- ⑩ 共済組合が組合員口座に送金した額（⑧＋⑨）

【お問い合わせ先】

医療費通知書の発行について 健康福祉課（092-651-2461）

医療費通知書の診療内容について 保険課（092-651-2463）

「医療費通知書」は、確定申告で医療費控除の申告手続きに使用することができます。

なお、医療費控除等の申告手続きに関することは、国税庁のホームページ等でご確認いただくか、税務署へお問い合わせください。

作成コーナー

検索

www.keisan.nta.go.jp

- 医療費通知書の医療機関等の名称がシステム上、正しく表記されないことがあります。その場合は、申告者自身で訂正して申告してください。
- 公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、（家族）療養費、（家族）出産育児一時金、高額療養費等が反映されておらず、実際に支払った自己負担額と一致していない場合には、申告者自身で実際に負担した額に訂正して申告してください。
- 医療費通知書に記載されていない医療費分について、医療費控除の申告をする場合は別途領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成し、申告してください。（この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。）